

袋井市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1 目的

本要項は、熱中症による健康被害の発生を防ぐため、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（以下、「改正適応法」という。）第 21 条に定める指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）を募集するために定めるものです。

2 定義

クーリングシェルターとは、熱中症特別警戒アラート発表時に、自宅で涼めない方や不安を感じる方のため、暑さをしのげる場を確保することで熱中症による健康被害の発生を防ぐために受け入れる施設のことです。

なお、本市において、熱中症特別警戒アラートが発表されていない時であっても、「5 クーリングシェルター運用期間」に定める期間内で受け入れに努めることで、平時の熱中症予防をします。

3 クーリングシェルター管理者の実施内容

当該管理者は、熱中症対策として不安を感じる方などが休憩できる場所（以下、「指定箇所」という。）として、以下の内容を実施します。

- （１）各施設の出入り口や指定箇所等、見やすい場所へのクーリングシェルター案内ステッカー（表示板）等の掲示
- （２）指定場所、施設案内（問い合わせがあった場合）
- （３）休憩用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）
- （４）冷房の適切な管理
- （５）熱中症特別警戒アラート発表時における、市への利用状況の報告（１日１回程度）

4 応募要件

市内に所在する施設で、以下の要件を満たす施設とします。

- （１）適当な冷房設備を有すること
- （２）別に定める開放可能日において熱中症特別警戒情報が発表されたときに当該施設の

指定箇所を住民その他に開放することができること

(3) 受け入れ可能とする人数が滞在可能な空間が適切に確保されていること（3人以上が利用できる施設であること）

(4) 当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること

5 クーリングシェルター運用期間

国が定める熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の運用期間

（概ね4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）

なお、運用できる日及び時間帯は、施設の状況に応じます。

6 募集期間

随時受付を行います。

7 応募方法

応募様式に必要事項を記入の上、持参もしくは郵送、電子メールのいずれかの方法で、袋井市健康未来課に提出してください。

所在地 〒437-0061 袋井市久能 2515 番地の1

担 当 袋井市健康未来課健康企画係

電 話 0538-84-6127

電子メール kenkoudukuri@city.fukuroi.shizuoka.jp

※電子メールにて提出する場合は、セキュリティで守られる方法を案内いたしますので、事前に電話にて御連絡ください。

8 提出後の流れ

応募様式提出後の流れは以下のとおりです。

(1) 市と施設管理者で協定内容を協議

(2) クーリングシェルターの審査と協定の締結

(3) クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）

(4) クーリングシェルター運用開始

9 物資の配布、情報の提供

市はクーリングシェルターに指定した施設にクーリングシェルター案内ステッカー（表示板）等の配布を行います。

10 協定の有効期間

協定で定めた有効期間満了の2か月前までに協定の更新をしない旨の申し出がない場合は、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

11 その他

- （1）応募様式を受領後、内容の審査を行い、市が適当と認めた場合にクーリングシェルターに指定します。
- （2）公序良俗に反する場合や取組の主旨に適さない場合など、本市が不適当と認める場合には、クーリングシェルターとして指定できません。
- （3）クーリングシェルターの施設整備に要する経費などについて、本市による財政的な支援はありません。
- （4）協定について疑義が生じた時や協定に定めがない事項について取扱を定める必要があるときは、その都度協議して定めます。